

平成 27 年 12 月 15 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 0 分 開議)

(出席議員 16 名)

|      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 中 谷 松 助 |
| 2 番  | 福 田 晃 悦 |
| 3 番  | 稲 岡 健太郎 |
| 4 番  | 南 正 紀   |
| 5 番  | 寺 井 強   |
| 6 番  | 堂 下 健 一 |
| 7 番  | 南 政 夫   |
| 8 番  | 下 池 外巳造 |
| 9 番  | 須 磨 隆 正 |
| 10 番 | 越 後 敏 明 |
| 11 番 | 田 中 正 文 |
| 12 番 | 富 澤 軒 康 |
| 13 番 | 櫻 井 俊 一 |
| 14 番 | 林 一 夫   |
| 15 番 | 戸 坂 忠寸計 |
| 16 番 | 久 木 拓 栄 |

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

|           |         |
|-----------|---------|
| 町 長       | 小 泉 勝   |
| 副 町 長     | 庄 田 義 則 |
| 教 育 長     | 守 田 廣 三 |
| 総 務 課 長   | 新 田 辰 巳 |
| 富 来 支 所 長 | 岩 井 虎 男 |
| 企画財政課長    | 増 田 廣 樹 |
| 税 務 課 長   | 土 田 善 博 |
| 住 民 課 長   | 山 科 等   |

|               |      |
|---------------|------|
| 健康福祉課長        | 山本政人 |
| 環境安全課長        | 荒川仁  |
| 商工観光課長兼情報推進課長 | 浜村大  |
| 農林水産課長        | 松田正剛 |
| まち整備課長        | 細川一元 |
| 富来病院事務長       | 北富美夫 |
| 会計管理者(会計課長)   | 谷場可一 |
| 学校教育課長        | 寺澤俊彦 |
| 生涯学習課長        | 平井清  |

(職務のために出席した者の職氏名)

|         |     |
|---------|-----|
| 議会事務局長  | 安田朗 |
| 議会事務局参事 | 村井直 |

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 議案第82号ないし第91号及び第95号ないし第117号、並びに請願第5号及び第6号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第3 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の閉会中の継続審査の件

( 開 議 )

**越後敏明議長** ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**日程第1 諸般の報告**

**越後敏明議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第82号ないし第91号及び第95号ないし第117号、並びに請願第5号及び第6号（委員長報告、質疑、討論、採決）

**越後敏明議長** 次に、議案第82号ないし第91号及び第95号ないし第117号、並びに請願第5号及び第6号を一括して議題とします。

以上の案件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 田中正文君。

**田中正文総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案19件及び請願2件につきまして、10日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第85号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例につきましては、マイナンバー制度の導入に伴い、庁内での情報連携に係る特定個人情報の利用について新たに条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、条例に規定する個人番号の利用範囲について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

議案第86号 志賀町集落コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、領家町コミュニティセンターを地元区へ無償譲渡するにあたり、条例から当該施設の規定を削除するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第87号 志賀町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第88号 志賀町税条例等の一部を改正する条例について、及び議案第89号 志賀町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、いずれもそれぞれの関係法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 90 号 能登リゾートエリア増穂浦条例の一部を改正する条例につきましては、柔軟な施設営業形態を行うための改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 91 号 富来サイクリングターミナル条例を廃止する条例については、当該施設の老朽化が著しいため、公の施設のあり方の見直し方針より一年早い、平成 28 年 3 月 31 日をもって閉館するにあたり、条例を廃止するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 95 号 財産の無償譲渡について「領家町コミュニティセンター」は、公の施設のあり方の見直し方針に基づき、当該施設を指定管理している富来領家町区に無償で譲渡するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第 100 号から第 102 号につきましては、指定管理者となっている株式会社志賀町振興サービスの解散に伴い、能登中核工業団地コミュニティ施設、富来サイクリングターミナル、能登リゾートエリア増穂浦の指定の期間をいずれも平成 28 年 3 月 31 日までに変更するものであり、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 107 号及び第 108 号につきましては、中核工業団地コミュニティ施設、リゾートエリア増穂浦について、新たに公益社団法人シルバー人材センターを指定管理者として指定し、議案第 109 号、議案第 113 号及び第 114 号については、能登富士ふれあい文化センター、酒見構造改善センター、赤住漁港公園について、引き続き従前の指定管理者を指定するもので、各指定管理期間を平成 33 年 3 月 31 日までとするものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 115 号 字及び小字の区域並びに名称の変更については、県営ほ場整備事業酒見地区の工事完了に伴い、字及び小字の区域並びに名称を変更するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 116 号 羽咋郡市広域圏事務組合理約の一部変更については、本組合の監査委員定数を 3 人から 2 人に減員するため、規約の変更を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 117 号 志賀町過疎地域自立促進計画の策定については、関係法の期限延長により、平成 28 年度から 32 年度までの計画を策定する旨の説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、請願第 5 号 T P P 交渉に関する請願、及び請願第 6 号 平和安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願書については、紹介議員から補足説明を受け、採決した結果、いずれの請願も、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

**久木拓栄教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託をされました議案 11 件について、11 日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 96 号から第 99 号については、株式会社志賀町振興サービスが、平成 28 年 3 月 31 日をもって解散をすることに伴い、現在、指定管理を行っている、志賀町地域休養施設やすらぎ荘、志賀町シルバーハウス、志賀町とぎ地域福祉センター、志賀町とぎ温泉センターの指定期間を平成 28 年 3 月 31 日までに変更をするものであり、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 103 号から第 106 号については、やすらぎ荘、シルバーハウス、とぎ地域福祉センター、とぎ温泉センターについて、新たに公益社団法人志賀町シルバー人材センターを指定管理者として指定し、指定管理期間を平成 33 年 3 月 31 日までとする旨の説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。審議に際し委員からは、シルバー人材センターの運営形態や職員の給与等について質問がなされ、執行部からの詳細な説明を受けております。

続いて、議案第 110 号から第 112 号については、集落又は地区を指定管理者としている福浦コミュニティセンター、稗造研修センター、西浦コミュニティセンターについて、引き続き従前の指定管理者を指定し、指定期間を平成 33

年3月31日までとするものであり、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。審議に際し委員からは、各コミュニティセンターの建築年度について質問がなされ、担当課から説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会報告といたします。

**越後敏明議長** 予算決算常任委員会委員長 南政夫君。

**南政夫予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案3件について、9日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その結果についてご報告申し上げます。

議案第82号 平成27年度志賀町一般会計補正予算（第3号）、議案第83号 平成27年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第84号 平成27年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、各事業費の確定及び精算見込みに伴う事業費の補正が主なものであり、委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略させていただきますが、採決の結果、議案第82号については、賛成多数をもって可決するものと決し、議案第83号及び議案第84号については、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**越後敏明議長** 委員長報告を終わります。

---

（ 質 疑 ）

**越後敏明議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

（質疑なし）

**越後敏明議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

（ 討 論 ）

**越後敏明議長** これより、各案件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98により、討論は一括して行うことを許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい、議長。

**越後敏明議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。

私は、今議会に上程されました議件のうち、議案第82号 平成27年度志賀町一般会計補正予算（第3号）、議案第85号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について、反対をいたします。

なお、議案第88号 志賀町税条例等の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会では賛成しましたが、見落としに気付かしまして訂正をさせていただきます。反対をさせていただきます。

そして、討論のための登壇は1回ですので、請願第5号 TPP交渉に関する請願、請願第6号 平和保障安全関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願書に対する賛成討論も引き続き行います。

まず、議案第82号には、いわゆるマイナンバー導入に関する予算の増額や、小学1年生から中学2年生までの町独自の学力テストを行うにあたっての委託料が含まれています。

マイナンバー制度は、国民1人1人に12桁の個人番号を付け、行政機関等がこの番号を利用して税や社会保障、災害対策に利用するとされています。しかし、それだけにとどまらず、金融口座や医療情報への活用も行われようとしています。政府は、マイナンバーの民間分野への利用拡大も狙っています。マイナンバー制度は、政府による国民の監視、管理が強められ、資産調査による税の徴収強化や社会保障給付の削減につながる恐れがあります。

また、個人情報丸裸にされ、プライバシーが侵害される危険が増大します。番号制が既に導入されているアメリカや韓国では、何千万人という単位の個人情報漏えいする事件が発生しています。

来年1月から顔写真付きの個人番号カードを希望者に発行し、身分証明書として使える便利さを強調しますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは危険です。もし、紛失すると不正に使用され、被害を被らないとは限りません。一方でマイナンバーを扱う中小業者は、厳格なマイナンバーの管理を求められ、情報が洩れたら、4年以下の懲役、若しくは200万円以下の

罰金が科せられます。小規模な業者にとって、マイナンバーを管理することは大きな負担であり、経営的にも打撃となります。マイナンバー差し止め裁判が起こされるなど、実際に番号を手にしてからも不安は広がるばかりです。1月実施を延期して、制度の危険性を検証、再点検し、廃止に向け、見直すことが必要です。

また、学力テストは、現在、小学5年生と中学2年生が行っていますが、それに加えて、町独自で、小学1年生から中学2年生までに行おうというものであります。複雑で困難化する学校現場における多忙化した教職員や、多くの課題を抱える子供たちの伸び伸びとした豊かな学びの保障とは逆の、点数至上主義、競争主義に陥り、殺伐とした学校を想定せざるを得ません。

今以上の学力テストは、導入すべきではないと思います。ましてや、今、志賀小学校の統合を控え、先生方も子供たちも緊張の度を高めています。そんな中、実施すべきではありません。

以上の理由で、マイナンバー制度の導入と学力テストは中止すべきと考え、議案第82号に反対します。なお、議案第85号、議案第88号もマイナンバー制度導入に起因するものであり、反対します。

次に、請願第5号 TPP交渉に関する意見書の提出を求める請願についてであります。

TPP参加国は、10月5日に大筋合意、11月5日に暫定文書を発表しました。大筋合意は米国・豪州産米合わせての7.8万トンの特別輸入枠の設定をはじめ、牛肉の関税を15年掛けて38.5パーセントから9パーセントへ引き下げ、豚肉の関税1キロ当たり最大482円から10年後に50円引き下げ、麦の事実上の関税のマークアップを45パーセント削減、米国、オーストラリア、ニュージーランドにバター・脱脂粉乳の輸入枠を設定、甘味資源作物の特別輸入枠の新設など農産品重要5品目すべてに譲歩するとともに重要5品目の細目、タリフラインの3割で関税撤廃としています。

国会決議は、重要5品目については、関税の撤廃だけでなく削減も行わない除外であり、これが満たされない場合は、交渉からの撤退を明記しており、国会決議違反は明白です。さらに、重要5品目以外の野菜、くだものや林産物、水産物の98パーセントで関税撤廃にまで踏み込んでいることは重大で、日本



の農林水産業への影響は計り知れず、食料自給率をさらに引き下げ、日本を存立危機事態へと追い込むものです。

また、日本農業へ壊滅的打撃を与えるだけでなく、医療分野への営利企業の算入、食の安全への侵害、さらには国有企業の規定やI S D S条項など地域経済、国民生活全般にわたって深刻な悪影響を及ぼすとの懸念の声に対して、政府は「指摘された多くの懸念にはあたらない」として、国民の不安の声に答えようとする姿勢はありません。

政府は、自民党の選挙公約も、自民党が主導して行った衆参農林水産委員会の決議も無視して合意しながら、「巨大な経済圏ができる」「T P Pは 21 世紀の世界のルールになる」などと、幻想だけをふりまいています。こんな姿勢は、とうてい許されるものではありません。

政府は、T P P大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会・国民の議論を保障し、国会決議に違反する合意は撤回し、協定への調印、批准は行わないことです。よって、この請願は採択されるよう、議員一同の賛同をお願いいたします。

次に、請願第6号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書の提出を求める請願書についてであります。

9月19日、戦争法、平和安全保障関連法が可決成立しました。この法律は、歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、戦闘地域での武器や燃料を補給する兵站活動、戦争状態の地域での治安活動などが盛り込まれ、多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが憲法違反だと厳しく指摘をしています。

この平和安全保障関連法が発動されれば、日本は海外で戦争する国となり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって平和安全とは、まったく逆の事態を招くことになります。

いま日本で極めて深刻な二つの危険が切迫しています。一つは、戦争法の最初の具体化として、アフリカの南スーダンのP K O、国連平和維持活動に派兵されている自衛隊の任務の拡大が進められようとしています。相手の少年兵を自衛隊が撃ってしまったら取り返しがつきません。そしてもう一つは、I S、イスラミックステートへの空爆がいま強化されています。この空爆への自衛隊

の軍事支援について、政府は政策判断としてやらないと言いながら、この法律で可能になるということを認めました。アメリカが軍事支援を要求してきたらどうなるか。戦争法がある限り断れません。憎しみの連鎖に日本が加担することになります。そんな道は断じて許すわけにはいきません。

南スーダンが、イラクが、シリアが、初めての殺し殺されるのケースになる危険が差し迫っています。そんな道は許すわけにはいきません。憲法違反の戦争法、平和安全保障関連法は廃止すべきです。よって、この請願は採択されるよう議員一同の賛同をお願いいたします。

以上、私の発言を申し上げまして、討論といたします。ありがとうございました。

**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい、議長。

私は、町長提出 議案第 82 号 平成 27 年度志賀町一般会計補正予算（第 3 号）について、第 85 号 志賀町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について、及び第 88 号 志賀町税条例等の一部を改正する条例について、いずれも賛成の立場で討論をいたします。

まず、議案第 82 号は、一般会計の補正予算であり、その内容は、いずれも住民福祉の向上を図る行政運営上、必要不可欠なものであり、一瞬たりとも行政の停滞が許されないことから、賛意をもって速やかに補正予算を議決し、その執行にあたられることを希望するものであります。

続いて、議案第 85 号及び第 88 号については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、役場内事務の情報連携にかかる特定個人情報の適切な取り扱いや利用の規定、及び税の賦課徴収にかかる法人番号の規定などを行うもので、いずれの条例も情報管理及び課税上、必要なものであります。

このマイナンバー制度につきましては、これまでバラバラに管理されていた年金、健康保険、税金、住民票、雇用保険等の情報を、番号により一元管理することで、公平で公正な社会の実現と行政手続きの簡素化による国民の利便性

の向上、そして行政の効率化が図られるわけであります。公正で効率的な社会保障と税番号制度を実現するためのマイナンバー制度の導入にあたり、今回の関係する条例制定及び改正は、当然の措置であります。

議員各位の良識な判断のもと、ご賛同をお願いし、私の、議案第 82 号、第 85 号及び第 88 号に対する賛成討論といたします。

**越後敏明議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**戸坂忠寸計議員** はい、議長。

**越後敏明議長** 15 番 戸坂忠寸計君。

**戸坂忠寸計議員** はい、議長。

私は、請願第 5 号 T P P 交渉に関する請願、及び請願第 6 号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書の提出を求める請願書に、反対の立場で討論いたします。

まず、請願第 5 号についてですが、本請願は、このたび大筋合意に達した T P P 交渉は、国会決議違反で、農林水産業への影響は計り知れず、日本を存立危機事態へと追い込むとし、国に対して、合意の撤回と協定の調印は行わないことを求める意見書の提出を願う内容であります。

ご承知のとおり、T P P は交渉参加国人口が 8 億人、世界経済の 4 割近くを占める広大な経済圏となるわけで、これは、単に関税を撤廃するだけではなく、製品やサービス、知的財産に至るまで、幅広い分野での貿易が公正なルールのもとで展開され、持続可能な経済圏をつくり上げるものであります。

製造業ばかりがメリットを享受し、農業は壊滅するという意見がありますが、しかし、関税撤廃は農業においても同じ土俵の上で勝負することができる絶好の機会となり、特に、海外で評価の高い農産物の海外進出はこれから進むものと思います。

幸い、本町には名産のスイカやころ柿、ブランド米、能登牛、能登豚など、いろいろな特産品があります。タイミングよく、町でも本年度から優良特産品事業に着手したところであり、これらが海外進出ということにつながれば、販路は世界となり、町の農林水産業がさらに発展することは間違いないと思います。すでに本町においては、先進的な農業従事者がころ柿をアジア圏に輸出する試みがなされるなど、今後の展開が期待されます。

また、米や麦、さとうきび、てんさい、牛肉・豚肉、そして乳製品、これまで日本の農業を長らく支えてきたこれらの重要品目については、関税撤廃の例外が確保され、これらの農産品の輸入が万一急に増えた場合には、緊急的に輸入を制限することができる新しいセーフガード措置をさらに設けることが認められております。

安倍首相は、美しい田園風景、伝統あるふるさと、助け合いの農村文化、日本が誇るこうした国柄をこれからもしっかりと守っていく、その決意は今後も揺らぐことはないと言明しています。政府は、全閣僚で構成するTPP総合対策本部を設置し、総合的な対策を実施していくとのことで、新たに輸入枠を設定することとなる米については、必要な措置を講じることで、市場に流通する米の総量は増やさないようにするなど、生産者が安心して生産に取り組むことができるよう、万全の対策を講じていくとのことであります。

戦後1,600万人を超えていた農業人口は、現在200万人まで減り、平均年齢は66歳を超えます。本町でも同様に高齢化や後継者不足が懸念される昨今、TPPをチャンスとし、若者が熱い思いで参入することのできる農業が展開されるかも知れません。

これまで、志賀町議会では、TPP交渉に関する請願等については、その交渉協議時点ごとの政府の歩調・見解とTPPの影響に注意を払いながら、国に対しては慎重な姿勢で望むよう意見書を提出してきたところであります。しかし、今般の交渉の大筋合意により、すでに賽は投げられ、今後は不退転の決意で、わが国の発展を願うのが政治の使命と思うところであります。

先人たちの努力によって築かれた現在の我が国が、さらに成長・発展し、子や孫の世代へと引き渡していく大きな責任において、議員各位の常識的なご判断でのご賛同をお願いするものであります。

続いて、請願第6号についてです。

本請願の趣旨は、本年9月19日に可決・成立した平和安全関連法に対して、これは憲法違反で、日本は海外で戦争する国になり、反対の中での採決は暴挙で正当性を欠くとの主張で、法の廃止を求める意見書の提出を願う内容であります。これら関連法については、いまだに一部で反対議論があります。思想・良心の自由があり、自分の考えや思いを述べることは自由です。しかし、いた

ずらに戦争法案であるとか、徴兵制が行われるなどの決めつけによって危機感が煽られていることには感心しません。

ご承知のように、近隣諸国からの脅威は年々増加し、この脅威から我が国の安全を確保することが、国民にとって重要課題であることから、関連法は我が国の主権及び国家防衛上、必要な法制であります。集団的自衛権の限定的な行使容認に対する、憲法との整合性については、今後、司法の場で判断されるべきもので、我々が軽々に判断できるものではないと思います。

また、強行採決ということについては、特別委員会や本会議での与・野党間の激しい攻防の中からの結果であり、議員の皆さんがご承知のように、会議の主権権限は委員長や議長にあり、その時々において、適時に主宰者が判断した一連の行動とみるほかありません。

何よりも、安全で平和な住民生活を守ることは、政治の使命であり、政治の一端に身を置く者の判断といたしましては、これらの関連法は必要との観点に立ち、廃止を求める請願には、反対の意を表すものであります。

以上、二つの請願に対し、議員各位の良識なご判断のもとでのご賛同をお願いし、私の両請願に対する反対討論といたします。

**越後敏明議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。他にありませんか。

(発言なし)

**越後敏明議長** 討論を終結します。

---

( 採 決 )

**越後敏明議長** これより採決します。

まず、町長提出 議案第 82 号 平成 27 年度志賀町一般会計補正予算 (第 3 号) について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14 名)

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 83 号 平成 27 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について、及び議案第 84 号 平成 27 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号）について、を一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 85 号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 13 名）

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 86 号 志賀町集落コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、及び第 87 号 志賀町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、を一括して採決します。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 88 号 志賀町税条例等の一部を改正する条例について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告の

とおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13名)

**越後敏明議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 89 号 志賀町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ないし第 91 号 富来サイクリングターミナル条例を廃止する条例について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 95 号 財産の無償譲渡について「領家町コミュニティセンター」、ないし第 115 号 字及び小字の区域並びに名称の変更について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 116 号 羽咋郡市広域圏事務組合規約の一部変更について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 117 号 志賀町過疎地域自立促進計画の策定について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15 名)

**越後敏明議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

いずれの採決も起立によって行います。

まず、請願第 5 号 T P P 交渉に関する請願、を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。

本請願を、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2 名)

**越後敏明議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第 6 号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書の提出を求める請願書、を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。

本請願を、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2 名)

**越後敏明議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

---

### 日程第 3 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

**越後敏明議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これ



を議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

**越後敏明議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成 27 年第 4 回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

ご苦勞様でございました。

(午後 2 時 49 分 閉会)

---

## 議 長 報 告

### 1 議長報告第 43 号

入札結果報告について

(平成 27 年 11 月 27 日 6 件)

(平成 27 年 12 月 10 日 4 件)

### 2 議長報告第 44 号

閉会中の継続審査について

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長
- ・ 議会運営委員会委員長

3 議長報告第 45 号

委員会審査報告書について

- ・ 総務産業建設常任委員会委員長
- ・ 教育民生常任委員会委員長
- ・ 予算決算常任委員会委員長

4 議長報告第 46 号

福田議員辞職勧告請求

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 越 後 敏 明

志賀町議会議員 富 澤 軒 康

志賀町議会議員 櫻 井 俊 一